

【速報版】農業用水基準の適用期限延期について

米国食品医薬品局(FDA)は、2017年6月6日、米国食品安全強化法第105条の関連規則「農産物安全基準」のうち、農業用水に関する適用期限の延期を公表した。延期後の適用期日は、公表されていない。

◆FDA Intends to Extend Compliance Dates for Agricultural Water Standards

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm561844.htm>

1. 農産物安全基準とは

米国食品安全強化法第105条により、ヒトが消費する野菜・果実を生産、収穫、梱包、保管する農場は、FDAが規定する「農産物安全基準」を順守する必要がある。同基準では、農場での生産、収穫、梱包、保管過程における安全管理の基準として、微生物による汚染源とされる農業用水、家畜ふん堆肥、家畜および野生動物、生産機材や建造物、従業員の健康衛生に関する基準などが規定されている。

対象となる農場は、(1)従業員向けトレーニング、(2)衛生管理の徹底のほか、(3)農業用水の管理を行うこと等が必要となる。加えて、それら活動の運用状況を実証する記録も維持しなくてはならない。

2. 農業用水の規定について

同基準のサブパートEにおいて、「農業用水に関する基準」が設けられている。農業用水は微生物による汚染源とされるため、灌漑用水を含めた農業用水に微生物品質基準が設けられた。具体的な措置として、水源、配水システム、施設、装置を含む農業用水システム全体について検査を行うとともに、農産物または食品表面に接触することで汚染されることがないように管理しなくてはならない。

農業用水の安全性を考慮する際には、農業用水源(例：地下水または地表水)の性質、当該生産者が管理できる農業用水の範囲、農業用水源の保護の程度、隣接または近接する土地での農業用水の利用状況、他の農場で使われた農業用水を自分の農場で使う場合にもたらされる危害の可能性などについても確認する必要がある。

この農業用水の要件は、生産時に使用する水だけでなく、農産物の収穫、梱包、保管活動で使用する水に対しても対象となる。具体的には、再循環水に関する水交換スケジュールを定めて管理することや、タンクや用水路、洗浄タンク内の水、冷却水に有機物質(土壌や植物の残骸等)が堆積していないかなどを目視確認することも求められている。また、農産物の保管施設の使用用水のタンクを適切な温度で維持しモニタリングすることも定められている。

2017年6月

ジェトロ・シカゴ事務所
農林水産・食品課 作成

3. 適用期限の延期

農産物安全基準の適用期限は、原則として2018年1月26日とされていたが¹、2017年6月6日、FDAは、このうちスプラウトを除く農業用水基準の適用期限を延期する意向を公表した。そもそも農産物安全基準の制定以降、利害関係者から要求事項が複雑で分かりにくいことや実行困難である旨の意見が寄せられており、FDAは2017年初めに要件を簡略化する方向で検討を進めていたところ。

今回の延期により、生産者側に農業用水に関する対応のための準備期間が与えられることになる。基準が簡略化される方向で検討が行われることについて、米国の農業委員長等の関係者は歓迎の意を示している。延期後の適用期日は検討中とされ、まだ公表されていないが、FDAは引き続き公衆衛生保護に努めつつ、同時に食品業界の実態に則した規則の適用を行うとしている。

4. 参考情報

規則の詳細は、FDA またはジェトロのウェブサイトを参照のこと。

FSMA Final Rule for Produce Safety

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm334114.htm>

農産物安全基準についての最終規則（仮訳）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/fsma_105rule.pdf

以上

【免責事項】

本報告書は、2017年6月19日現在作成されたもので、今後精査を継続する中で、予告なく内容に変更の可能性がある点御留意をお願いいたします。また、日本企業、日系企業への情報提供を目的としたものであり、法律上のアドバイスではありません。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

¹年間売上高が25万ドル以上50万ドル未満の生産者は2019年1月28日、2.5万ドル以上25万ドル未満の生産者は2020年1月27日から